年　月　日

非FIT非化石認定事務局　御中

申請者　　住所　〒×××-××××

（記載ください）

会社名　（記載ください）

役職　　（記載ください）

役職者氏名　（記載ください）　　　　印

**輸入バイオマス燃料のトレーサビリティについて**

1. 輸入バイオマス燃料を輸送船単位（又はコンテナ単位）で、国内での

陸揚げ後に〇〇〇〇検査機関でバイオマス度、非バイオマス度等の検査を輸入事業者（又は

発電事業者）が実施します。

この検査は、燃焼開始前に実施し、検査結果証明書\*を発電事業者が保存します。

1. 数量と内容物確認のため、税関が発行する輸入許可通知\*を発電事業者が入手し保存します。
2. 輸入業者から「船荷証券\*」を発電事業者が入手し保存します。

\*　：

・各証明書や証券は、非FIT非化石認定事務局の要請に応じて提出できるようにすること。

　　・最初に輸入する際と２回目以降に輸入する際の燃料の検査内容・方法が異なる場合は、初回の検査結果証明書と２回目以降の検査結果証明書も保存すること。